

「介護予防給付の報酬体系等」及び「ガイドラインからみたサービス類型」について

## 介護予防サービスの基本方針について

○ 介護予防訪問介護は、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的としたものであり、訪問介護とは異なり、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことが明確化されている。

### (介護予防)訪問介護の基本方針(岡山市基準条例より)

介護  
給付

訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる**援助**を行うものでなければならない。

予  
防  
給  
付

介護予防訪問介護の事業は、その利用者が可能な限り居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる**支援**を行うことにより、**利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す**ものでなければならない。

○ 介護予防通所介護は、介護予防を目的としたものであり、通所介護とは異なり、基準上、いわゆる「レスパイト(利用者家族の負担軽減)」の要素は出てこない。

### (介護予防)通所介護の基本方針(岡山市基準条例より)

介  
護  
給  
付

通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに**利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る**ものでなければならない。

予  
防  
給  
付

介護予防通所介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、**利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す**ものでなければならない。

# 1・介護予防給付の報酬体系等について

## 介護予防訪問介護の報酬について

指定介護予防訪問介護の介護報酬のイメージ(1月あたり)

要支援度に応じた  
基本サービス費

事業所の体制等に対する加算・減算

利用者の状態等に応じたサービス提供に対する  
加算・減算

要支援1・2 1,168単位/月  
(週1回程度)

要支援1・2 2,335単位/月  
(週2回程度)

要支援2 3,704単位/月  
(週2回を超える)

※基本報酬部分は、1  
月あたりの包括された  
報酬単位となっている  
※身体介護+生活援  
助が一体となった報酬  
単位となっている

中山間地等に所在する小規模事業所  
(+10%)

中山間地等でのサービス提供  
(+5%)

離島等の特別地域に所在する事業所  
(+15%)

初回加算  
(+200単位/月)

介護職員の処遇改善を実施  
(+3.84%~+8.6%)

サービス提供者が訪問介護員2級課程修了  
者 (-30%)

介護予防訪問リハビリ事業所のリハビリ専門職との連  
携 (+100単位/月)

介護予防訪問介護事業所と同一建物の利用者又はこ  
れ以外の同一建物の利用者20人以上へのサービス  
提供 (-10%)

# 訪問介護の報酬について

指定訪問介護の介護報酬のイメージ(1回あたり)

サービス提供時間別基本サービス費  
(通院等乗降介助は除く)

利用者の状態に応じたサービス提供や  
事業所の体制に対する加算・減算

身体介護 20分未満  
[165単位]

身体介護 20分以上30分未満  
[245単位]

身体介護 30分以上1時間未満  
[388単位]

身体介護 1時間以上  
[564単位](30分を増すごとに+80単位)

又は

生活援助 20分以上45分未満  
[183単位]

生活援助 45分以上  
[225単位]

※基本報酬部  
分は、1回あたり  
の時間ごとの報  
酬単位となっ  
ている  
※身体介護と生  
活援助が分離し  
ている



2人の訪問介護員等による  
サービス提供  
(×200/100単位)

特定事業所加算  
【Ⅰ】(+20%)  
【Ⅱ】(+10%)  
【Ⅲ】(+10%)  
【Ⅳ】(+5%)

離島等の特別地域に所在す  
る事業所  
(+15%)

初回加算  
(200単位)

介護職員の処遇改善を実施  
(+3.84%~+8.6%)

夜間若しくは早朝又は深夜の  
サービス提供(夜間又は早朝  
+25% 深夜+50%)

中山間地域等に所在する小  
規模事業所  
(+10%)

中山間地域等でのサービス  
提供  
(+5%)

緊急時のサービス提供  
(100単位)

訪問リハビリ事業所又は通所  
リハビリ事業所のリハビリ専門  
職との連携 (100単位)

(注) 身体介護(20分以上)に引き続き生活援助を行った  
場合の単位については省略する。

サービス提供責任者が訪問  
介護員2級課程修了者  
(-30%)

訪問介護事業所と同一建物の利  
用者又はこれ以外の同一建物の利  
用者20人以上へのサービス提供  
(-10%)

# 介護予防通所介護の報酬について

指定介護予防通所介護の介護報酬のイメージ(1月あたり)

要支援度に応じた  
基本サービス費



事業所の体制等に対する加算・減算



利用者の状態等に応じたサービス提供に対する  
加算・減算

要支援1 1,647単位/月

要支援2 3,337単位/月

※基本報酬部分は、1  
月あたりの包括された  
報酬単位となっている

要支援度の維持改善の割合が一定以上  
【事業所評価加算】(+120単位/月)

中山間地等でのサービス提供  
(+5%)

介護福祉士や3年以上勤務者を一定以上  
配置 (+24~+144単位/月)

介護職員の処遇改善を実施  
(+1.76%~+4.0%)

利用者数が定員を超える  
(-30%)

看護・介護職員数が基準を満たさない  
(-30%)

選択的サービス複数実施  
(2種類:480単位/月、3種類:+700単位/月)

1)運動機能の向上のみ(+225単位/月)

又は

2)栄養状態の改善のみ(+150単位/月)

3)口腔機能の向上のみ(+150単位/月)

生活機能の向上を目的としたグループ活動  
【生活機能向上グループ活動加算】(+100単位/月)

若年性認知症利用者受入(+240単位/月)

介護予防通所介護事業所と同一建物に居住  
する者へのサービス提供  
(-376~-752単位/月)

# 通所介護の報酬について

## 指定通所介護の介護報酬のイメージ(1回あたり)

サービス提供時間別基本サービス費  
(要介護1で通常規模型を利用した場合)

2~3時間  
[266単位]

3~5時間  
[380単位]

5~7時間  
[572単位]

7~9時間  
[656単位]

9~10時間  
[706単位]

11~12時間  
[806単位]

12~13時間  
[856単位]

13~14時間  
[906単位]

※基本報酬部分は、1回あたりの時間ごとの報酬単位となっている

(注)2~3時間は3~5時間の単位数に70/100を乗じた後の単位数、9~14時間は延長加算を加えた後の単位数を記載している。

利用者の状態に応じたサービス提供や  
事業所の体制に対する加算・減算

個別機能訓練の実施  
(46単位、56単位)

口腔機能向上への計画的な取組  
(150単位)※月2回を限度

入浴介助を行った場合  
(50単位)

介護福祉士や3年以上勤務者を一定以上配置  
(6単位、12単位、18単位)

中重度者の受入体制  
(45単位)

定員を超えた利用や人員配置基準に違反  
(-30%)

送迎を行わない場合  
(47単位)

若年性認知症利用者受入  
(60単位)

栄養状態の改善のための計画的な栄養管理  
(150単位)※月2回を限度

中山間地域等でのサービス提供  
(+5%)

介護職員の処遇改善を実施  
(+1.76%~+4.0%)

認知症高齢者の受入  
(60単位)

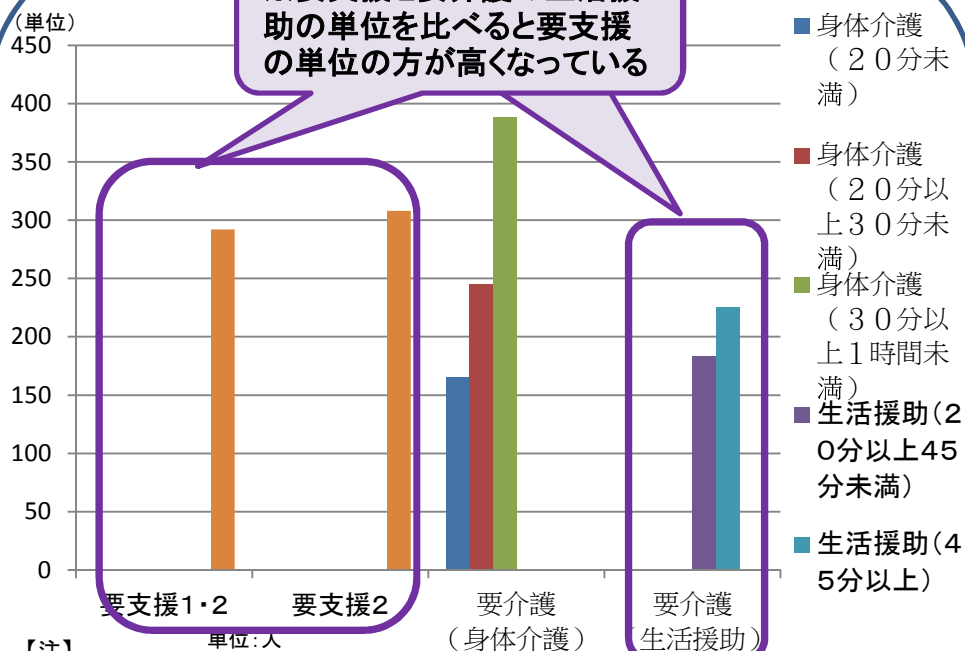
通所介護事業所と同一の建物に居住する者へのサービス提供  
(94単位)

## 通所サービス及び訪問サービスにおける1回あたりの基本報酬について

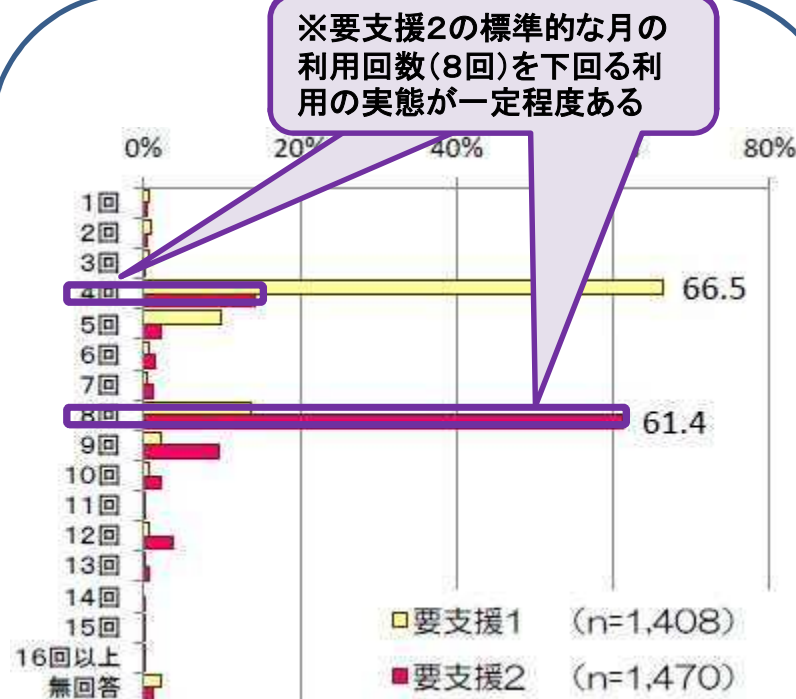
【訪問介護】 要支援1又は2の1月あたりの利用回数を4回、要支援2の1月あたりの利用回数を12回と仮定して、要介護度別の1回あたりの基本報酬の評価と比較すると、要支援は要介護（生活援助）と比較して高くなっている。

【通所介護】 要支援2の1月あたりの利用回数を8回と仮定すると、それを下回る利用が一定程度ある。

### 介護予防訪問介護、訪問介護



### 介護予防通所介護



※社会保障審議会介護給付費分科会第114回資料を一部改編

## 2. ガイドラインからみたサービス類型について

(ガイドラインP.101「サービスの基準のイメージ(例)」より)

### 訪問型サービス(第一号訪問事業)の基準

	現行の訪問介護相当のサービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)
訪問型サービスの基準	<p>・管理者※1 常勤・専従1以上</p> <p>・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2 【資格要件:介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。</p>	<p>・管理者※ 専従1以上</p> <p>・従事者 必要数 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】</p> <p>・訪問事業責任者(仮称) 従事者のうち必要数 【資格要件:従事者に同じ】</p> <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>	<p>・従事者 必要数</p>
設備	<p>・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</p> <p>・必要な設備・備品</p>		<p>・事業の運営に必要な広さを有する区画</p> <p>・必要な設備・備品</p>
運営	<p>・個別サービス計画の作成</p> <p>・運営規程等の説明・同意</p> <p>・提供拒否の禁止</p> <p>・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理</p> <p>・秘密保持等 事故発生時の対応</p> <p>・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様)</p>	<p>・必要に応じ、個別サービス計画の作成</p> <p>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理</p> <p>・従事者又は従事者であった者の秘密保持</p> <p>・事故発生時の対応</p> <p>・廃止・休止の届出と便宜の提供</p>	<p>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理</p> <p>・従事者又は従事者であった者の秘密保持</p> <p>・事故発生時の対応</p> <p>・廃止・休止の届出と便宜の提供</p>

※下線は、市町村が基準を定める際に、法令により必ず遵守すべき事項。それ以外は、市町村が基準を策定するに当たったの参考例。



## 通所型サービス(第一号通所事業)の基準

		現行の通所介護相当のサービス (現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス	住民ボランティア・住民主体の自主活動 (必ず遵守すべき基準)
通所型サービスの基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※ 常勤・専従1以上</li> <li>・生活相談員 専従1以上</li> <li>・看護職員 専従1以上</li> <li>・介護職員 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人につき 専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤)</li> <li>・機能訓練指導員 1以上</li> </ul> <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※ 専従1以上</li> <li>・従事者 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に必要数</li> </ul> <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事者 必要数</li> </ul>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</li> <li>・静養室・相談室・事務室</li> <li>・消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>・必要なその他の設備・備品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上)</li> <li>・必要な設備・備品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスを提供するために必要な場所</li> <li>・必要な設備・備品</li> </ul>
	運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規程等の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・<u>従業者の清潔の保持・健康状態の管理</u></li> <li>・<u>秘密保持等</u></li> <li>・<u>事故発生時の対応</u></li> <li>・<u>廃止・休止の届出と便宜の提供</u> 等 (現行の基準と同様)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、個別サービス計画の作成</li> <li>・<u>従事者の清潔の保持・健康状態の管理</u></li> <li>・<u>従事者又は従事者であった者の秘密保持</u></li> <li>・<u>事故発生時の対応</u></li> <li>・<u>廃止・休止の届出と便宜の提供</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>従事者の清潔の保持・健康状態の管理</u></li> <li>・<u>従事者又は従事者であった者の秘密保持</u></li> <li>・<u>事故発生時の対応</u></li> <li>・<u>廃止・休止の届出と便宜の提供</u></li> </ul>

※下線は、市町村が基準を定める際に、法令により必ず遵守すべき事項。それ以外は、市町村が基準を策定するに当たったの参考例。